

## スウェーデンにおける次世代育成支援施策と実践（その1）

### —子ども・若者の余暇活動と居場所

○高橋美恵子（大阪大学）、善積京子（追手門学院大学）、斧出節子（世界人権問題研究センター）、松田智子（大阪大学）、釜野さおり（早稲田大学）

スウェーデンでは長い年月をかけて、子ども・若者のウェルビーイングと主体性を育み、社会参画を促す多角的な取組みが行われてきた。2020年1月に子どもの権利条約が国内法化され、子ども（18歳未満）の最善の利益にかなうよう、子どもに関する取組みを行う際、当事者である子どもの意見を聴き、意思決定過程に参画できる体制を整えている。また、若者政策を推進する若者・市民社会庁を設置し、若者（13歳～25歳）の生活状況と市民社会のあり方に関する知識の普及啓発を広く行っている。

本研究班は、学童期（6歳～12歳）と青年期（13歳～20歳前後）の子ども・若者の主体性を育み、生き方の選択肢を広げる支援施策を、①社会的包摂、②家族と個人のエンパワメント、という2つの視座から比較考察してきた。ケイパビリティ・アプローチを不平等研究に用いた Orchard と Yopo（2018：335）が提示したウェルビーイングの実現に重要なケイパビリティを次世代の育成支援研究に援用し、子ども・若者のケイパビリティを高める仕組みと実践のあり方を、(a) 国（マクロ）、(b) 地域社会（メゾ）、(c) 家族（ミクロ）の3領域と相互の連携から解明することに主眼を置いている。

スウェーデンでは、学習指導要領（Lgr22）により、学童保育（Fritidshem:余暇の家）を、子どもの発達と学びを促し、有意義な余暇を提供するものと規定し、すべての児童を対象に提供している。若者政策においては、余暇活動を、若者の社会参画を推進し、学びを提供して自立した個人となるようエンパワーし、公衆衛生の向上に資するものと捉え、さまざまな支援施策を講じている。

本報告では、スウェーデンにおける次世代育成・支援の実態と特徴について、子ども・若者の放課後・余暇活動環境に焦点を当て、2023年9月にストックホルム・レーン（県に相当）で実施したインタビュー調査から得られた知見をもとに考察を深めていく。調査対象は、上記3領域の関連機関・団体ならびに個人で、(a) 若者・市民社会庁、学校監査庁、(b) コミュニオン（基礎自治体）の民主主義・若者の余暇活動振興部門・若者評議会、公立基礎学校・学童保育所（2校）、公立余暇活動クラブ、公立文化学校、公営文化事業、民間団体（förening含む3カ所）、(c) 学童期（6～12歳）の子ども之母親（4名）の計15件である。

同調査結果から、スウェーデンの子ども・若者支援において、①家庭、学校と並ぶ「第三の場所（サードプレイス）」が、すべての子ども・若者を対象にユニバーサルに整備され、そのうえでニーズに応じた選択肢として、あるいはターゲットに向けて、重層的な支援体制を構築している、②支援を担う専門職の養成制度を整備し、学童保育および余暇活動施設に専門職を配置している、③子ども・若者の権利の視座に立ち、主体性を育む実践的な取組みを行っている、ことが明らかとなった（cf. 生田 2021）。しかしその一方で、若者を取り巻く社会経済環境の変化の中、次世代育成・支援をめぐる新たな課題が浮上している。

\*本研究はJSPS 科研費 JP21H00769（課題名：多様性社会にみる次世代の包摂性とエンパワメント—スウェーデンとドイツの実践）の助成を受けたものである。

（キーワード：スウェーデンの次世代育成支援、子ども・若者のエンパワメント、余暇活動・居場所）